

令和7年度

ひとり親家庭のしおり

1. 各種相談 P1

2. 生活の応援 P2

3. 就労支援 P3

4. 手当・助成制度 P5

5. その他の制度 P7

6. 資金の貸付け P8



母子家庭、父子家庭の子どもが心身ともにすこやかに成長し、お母さん・お父さんも安定した生活ができるように、国や県、市などで行っている支援制度をお知らせします。

母子家庭に関する制度は



父子家庭に関する制度は



と表示しています。

横手市福祉事務所 子育て支援課

TEL 0182-35-2133

23-5344(相談用)

1.各種相談

ひとり親家庭の相談窓口として、各相談機関や職員が相談に応じますので、どんなことでも気軽にご利用ください。

各種相談員・担当	相談内容	相談機関
母子・父子 自立支援員	ひとり親（母子・父子）や寡婦の方の生活や就労・家庭全般の相談、離婚を考えている方への相談に応じます。	横手市市民福祉部（横手市福祉事務所） ■ 横手市こども家庭センター 0182-23-5344
家庭児童 相談員	子どもの家庭生活・学校生活について悩んでいる方の相談に応じます。	
子育て支援 コーディネーター	児童センターに常駐し、子育てに関する情報提供や相談・援助など、必要な子育て支援におつなぎします。	■ 横手市児童センター 午前9：00～午後5：00 （年末年始を除く） 0182-32-2426
保健師	乳幼児の発育や予防接種などの相談に応じます。 子育て中のお父さん、お母さんやご家族の健康相談にも対応します。	横手市市民福祉部 ■ 健康推進課 0182-33-9600 横手市まちづくり推進部 ■ 各市民サービス課 ※ 最終ページをご覧ください
民生児童委員 主任児童委員	地域で、生活や子どもに関する心配ごとなどの相談に応じます。	横手市市民福祉部（横手市福祉事務所） ■ 社会福祉課 0182-35-2132 ※ 地域の担当委員をお尋ねください。
女性相談員	配偶者や交際相手からの暴力や男女間のトラブルなどの相談に応じます。	配偶者暴力相談支援センター ■ 女性相談支援センター 女性ダイヤル相談 018-835-9052 DVホットライン 0120-783-251 平日：午前8：30～午後9：00 土日祝日：午前9：00～午後6：00 （年末年始を除く）

※ 所在地については、最終ページをご覧ください。

2.生活の応援



放課後児童クラブ（学童保育）

保護者が仕事等の理由により放課後等の昼間、家庭での児童の生活が困難となる場合に、安全な施設で預かり、遊びや生活の場を提供します。

対 象 …… 小学校1年生から6年生まで

利用料 …… 月額5,000円（長期学校休業日のみ利用の場合、7,000円×長期学童開所日数に応じて日割りした金額）

※ ひとり親家庭の児童は、半額になります。

◇問い合わせ先：子育て支援課



短期入所生活援助事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

保護者が病気や仕事等の理由によりお子さんを養育することが一時的に困難になったときに、お預かりします。

	ショートステイ事業（宿泊を伴った保育）		トワイライトステイ事業（夜間、土日等の保育）
実施施設	県南愛児園 ドリームハウス 横手市南町12-14 TEL0182-32-6065	秋田赤十字乳児院 秋田市広面字釣瓶町100-3 TEL018-884-1760	県南愛児園 ドリームハウス 横手市南町12-14 TEL0182-32-6065
対象児童	市内在住の2歳から 18歳未満の児童	市内在住の2歳未満児	市内在住の2歳から18歳未満の児童
利用条件	保護者が疾病、出産、親族の介護、仕事等により一時的に対象児童の養育が困難な場合		保護者が親族の介護、仕事等により夜間・休日等一時的に対象児童の養育が困難な場合
利用時間	24時間		平日 …… 退校（園）後～午後10時 土日祝日 …… 午前8時 ～午後10時
利用制限	原則7日以内 ※原則、児童の送迎はありません。		原則6ヶ月以内 ※原則、児童の送迎はありません。

※ 事前に利用申請書の提出が必要になります。

◇問い合わせ先：子育て支援課



ファミリー・サポート・センター事業

仕事の都合などで保育園等へのお子さんの送迎ができなかったり、お子さんを連れていけない用事があるときなどに、サポート会員（送迎や預かりをしてくれる地域の方々）を紹介します。（秋田県子ども・女性・障害者相談センター）

	連絡先
本 部 （横手市交流センターY ² ぷらざ内）	35-7211
増 田 支 部 （ますだ保育園内）	45-4395

◇問い合わせ先：子育て支援課



病児保育事業

病児・病後児対応型施設では、保護者のやむを得ない事情により、病気中や病気の回復期にある児童を一時的に預かります。また、体調不良児対応型施設では、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行います。

※ 病児・病後児対応型は、小学生までの児童を対象としていますが、症状により預かることができないこともありますので、事前に施設等に確認してください。

※ 体調不良児対応型は、実施施設に入園している児童のみを対象としています。

【実施施設】

地域	施設名称	連絡先	病児対応型	病後児対応型	体調不良児対応型
横手	伊藤小児科・内科医院 病児保育園おひさま	23-6477	○		
	横手幼稚園	32-6025			○
	アソカ保育園	33-1978			○
	明照保育園	32-7388			○
	白梅保育園	33-5924			○
	ときわベビー&キッズ	32-1616			○
	旭保育園	36-2309			○
	金沢保育園	37-2176			○
	土屋幼稚園・保育園	32-8817			○
	和光こども園	36-1221			○
平鹿	浅舞感恩講保育園	24-1148		○	
	下鍋倉保育所	24-0247			○
	醍醐保育園	56-0155			○
雄物川	沼館保育園	22-4511			○
十文字	にしの杜保育園	23-7061			○
	十文字保育園	42-1055			○

◇問い合わせ先：子育て支援課



母子生活支援施設

生活上のいろいろな問題を抱える母子家庭のお母さんが、子どもと一緒に入所できる児童福祉施設です。

(横手市「サンハイム」 他県内6ヶ所)

居室を提供するほか、自立を促進するため母子支援員や少年指導員などがお母さんの生活相談に応じたり、子どもの学習指導などを行い生活を支援します。

※ 課税状況に応じた負担金があります。

◇問い合わせ先：子育て支援課

3.就労支援



ひとり親家庭就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭に対し、就業に関する相談や技能習得のための講習会の実施、就業情報の提供等のサービスを行います。

- (1) 就業相談（窓口、電話）
- (2) 就業支援講習会（介護職員初任者研修講習会、就職活動支援セミナー、パソコン講習会、調理師試験対応研修会、経理事務講習会）

※ 市報で随時お知らせします。

- (3) 就業情報提供（登録制）
- (4) 養育費等支援事業（子育て・生活相談・支援）

◇問い合わせ先：秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター、南福祉事務所、子育て支援課



ハローワークの就職支援

- (1) 求人情報を公開し、就職を希望する方に対して職業相談や職業紹介を行います。また、応募書類の作成や面接の心構え等の就職活動支援セミナーもご案内しています。
- (2) 再就職を目的とした各種職業訓練（ハロートレーニング）をご案内しています。再就職のために受講が必要であると認められた場合には、無料（教材等自己負担あり）で受講できます。
- (3) 就労自立促進事業として毎月1回（第2金曜日 10:00～11:00）、横手市福祉事務所にてハローワークの就職支援ナビゲーターの巡回相談を行っています。

◇問い合わせ先：ハローワークよこて



子育て中の方に対する就職支援

- (1) 担当者制により、求職者の職業能力・経験・適性・ニーズ等を伺いながら、状況に応じて計画的かつ効果的な就職活動を支援します。予約相談できます。
- (2) 地域の保育施設や保育サービス等に関する情報提供や、育児と両立しやすい求人をピックアップして展示するなど、子育て女性等の就職活動を総合的にサポートします。父子家庭のお父さんも利用できます。

利用可能時間 : 平日9:00～16:30 土曜、日曜、祝日、年末年始は閉庁します。

キッズコーナー : 平日9:00～15:30までご利用いただけます。

保育監視員（保育士）が常駐しています。

◇問い合わせ先：ハローワークよこてマザーズコーナー 電話 33-8103



ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

市の指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、修了後に受講料の60%（上限20万円、専門資格の取得を目的としたもの場合は80万円）が支給されます。ただし、1万2千円未満の場合は対象外となります。

また、一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金または専門実践教育訓練給付金が支給される場合は、その額を差し引いた額が支給されます。

◇問い合わせ先：子育て支援課



福祉分野の資格取得・就職支援

- ・就職支援金貸付制度（介護分野・障害福祉分野）：上限20万円以下
- ・介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度：上限20万円以下
- ・離職介護人材再就職準備金貸付制度：上限40万円以下

※就労予定・就労中の方に必要な経費を無利子で貸付けします。

また、秋田県内で指定の業務に一定期間従事した場合は、その返還が全額免除となります。

◇問い合わせ先：秋田県社会福祉協議会 018-864-2711



ひとり親家庭高等職業訓練促進費等給付金

市が定める資格（看護師、介護福祉士、保育士等）の取得を目的として6月以上養成機関等で受講する場合、その期間中の生活費及び修了支援給付金が支給されます。

※ 所得、失業給付の受給状況により支給対象とならない場合があります。

◇問い合わせ先：子育て支援課



ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金

- ・高等職業訓練促進給付金を活用して、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親の資格取得と自立の促進を図ることを目的に、資金の貸付けを行っています。
- ・養成機関を修了し、資格を取得した日から1年以内にその資格を生かして県内に就職し、5年の就業継続で返還が免除となります。

○ 入学準備金：50万円以内 ○ 就職準備金：20万円以内

※ 利子は、年1.0%ですが、連帯保証人がいる場合は無利子。

◇問い合わせ先：秋田県社会福祉協議会 018-864-2711

4.手当・助成制度



児童扶養手当

次のいずれかに該当する18歳の年度末までの児童の父（母）、または父母にかわってその児童を養育している方に支給される手当です。心身に一定の障害がある場合は20歳未満の児童が対象となります。なお、所得額や所得内容等により、手当を受けることができない場合があります。個々のご家庭が支給要件に該当するか否かについては、子育て支援課にご相談ください。

- ・父母が離婚した児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が死亡、又は生死不明である児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童
- ・父または母が一定の障害を有する児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・遺児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

【手当月額】

令和7年4月1日現在

支給区分	全部支給	一部支給※
基礎額	46,690円	46,680円～11,010円
第2子以降加算額	11,030円	11,020円～5,520円

●手当の支払時期

- 認定請求した日の属する月の翌月分から支給
- ・3～4月分⇒5月
 - ・9～10月分⇒11月
 - ・5～6月分⇒7月
 - ・11～12月分⇒1月
 - ・7～8月分⇒9月
 - ・1～2月分⇒3月

※ 一部支給額は控除後の所得額に応じて決定されます。

※ 年金額（月額）が児童扶養手当額（月額）より低い方は、その差額分が支給になります。

※ この額は法改正により変更する場合があります。

手当が減額される場合があります！

児童扶養手当を受給してから5年又は支給要件に該当した月の翌月から7年を経過した方は、法律で定める「手当の一部を支給しない」となりますが、下記の要件を満たす場合は「一部支給停止適用除外事由届出書」とともに下記の要件に該当していることを示す書類を提出することにより、5年等を経過する前の手当額を引き続き受けることができます。

対象となる方には横手市から通知がありますので、必要な手続きを行ってください。

〈要件〉

- ①就労している
- ②求職している
- ③障害を有しているため就労できない
- ④負傷・疾病の状態であるため就労できない
- ⑤児童や親族の介護が必要なため就労できない

◇問い合わせ先：子育て支援課



児童手当

日本国内に居住し、高校卒業前（相当の年代）の児童（18歳の年度末まで）を監護し、かつその子どもと一定の生計関係にある方に支給されます。（所得制限なし）

○支給月額（子ども1人）

児童の年齢等		1人あたりの月額
第1子、第2子	3歳未満	15,000円
	3歳以上	10,000円
第3子以降		30,000円

●手当の支払時期

認定請求した日の属する月の翌月分から支給

- ・ 2～3月分 ⇒ 4月 ・ 8～9月分 ⇒ 10月
- ・ 4～5月分 ⇒ 6月 ・ 10～11月分 ⇒ 12月
- ・ 6～7月分 ⇒ 8月 ・ 12～1月分 ⇒ 2月



保育料助成

横手市では、令和7年度4月から独自に助成制度を拡充し、所得や子どもの年齢、数に関わらず、全ての世帯で保育料が無償になります。

◇問い合わせ先：子育て支援課

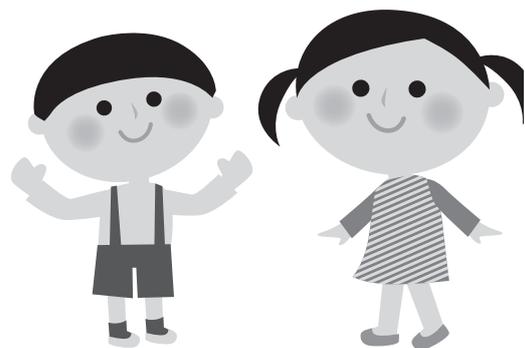


福祉医療費の支給

ひとり親家庭の18歳に到達する日以降、最初の3月31日までの間にある児童が、医療機関を受診した場合、医療保険適用医療費自己負担分の助成を受けることができます。（所得等の制限あり）

また、養育している児童が、福祉医療制度（法別区分：75、76）の対象となっている場合は、その児童を養育する父または母の医療保険適用医療費自己負担分についても助成対象となります。

◇問い合わせ先：国保年金課 35-2186





就学への援助及び奨学金等

1. 小・中学校の教育にかかる経費の一部を援助

- ・就学援助制度 ◇問い合わせ先：教育委員会 学校教育課 32-2414
※認定となった世帯には、学用品費などの一部を助成。

毎年2月頃、学校から児童生徒のみなさん全員に「就学援助についてのお知らせ」をお渡ししています。

2. 高等学校等の授業料や教育費負担軽減の支援

- ・高等学校等就学支援金制度 ◇問い合わせ先：在学する学校

3. 高校、専修学校、短大、大学等に進学する方への学資の貸与

- ・横手市奨学金貸付制度 ◇問い合わせ先：教育委員会 学校教育課 32-2414
- ・(公財)秋田県育英会 ◇問い合わせ先：在学する学校または秋田県育英会 018-860-3552
- ・(独)日本学生支援機構 ※高校在学のための貸与はありません。給付型奨学金もあります。

◇問い合わせ先：在学する学校、奨学金相談センター(0570-666-301)または出身高等学校

4. 県内企業等に就職する新卒者等を対象とした奨学金返還助成

- ・秋田県奨学金返還助成制度 ◇問い合わせ先：秋田県 移住・定住促進課 018-860-1248
- ・横手市奨学金返還支援制度 ◇問い合わせ先：教育委員会 学校教育課 0182-32-2414

※県返還助成制度の交付決定を受けており、市内に住所があるなど一定要件を満たす方が対象となります。

5. 保育士・介護福祉士を目指す方への支援

- ・保育士修学資金貸付制度 ◇問い合わせ先：秋田県社会福祉協議会 018-864-2711
- ・介護福祉士修学資金等貸付事業
- ・福祉系高校修学資金

※在学している方に、無利子で修学資金や入学・就職準備金等を貸付けます。

また、資格を取得して秋田県内で指定の業務に一定期間従事した場合は、その返還が全額免除となります。

6. 看護師・保健師・薬剤師・医師等を目指す方への支援

- ・秋田県看護職員修学資金貸与制度 ◇問い合わせ先：秋田県 医務薬事課 医療人材対策室 018-860-1410
- ・医療機関で実施の貸与等の制度 (JA秋田厚生連、横手病院等) ◇問い合わせ先：各医療機関



生活保護

病気や失業で収入がない、または働いていても収入が少なく、生活が困難な場合に支援する制度です。

◇問い合わせ先：社会福祉課 35-2156



秋田県災害遺児愛護基金

交通・労働または自然災害により、父・母を失ったとき、または重度の障がいが残ったとき、見舞金や入学・卒業祝い金などが支給されます。義務教育終了前の児童が対象です。

◇問い合わせ先：社会福祉課 35-2132

5. その他の制度



ひとり親「親子交流会」

普段親子そろって楽しむ機会をなかなかつけない家庭の親子がスポーツや体験活動などのレクリエーションを通して、楽しく過ごしながら家族や地域の方々との交流を深めます。

◇問い合わせ先：子育て支援課



所得税・住民税の控除

所得税や住民税を計算するうえで、ひとり親控除などを受けられる場合があります。

◇問い合わせ先：税務課 32-2510 または横手税務署 32-6090

6.資金の貸付け



母子父子寡婦福祉資金貸付金

- ・ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉向上を図るため無利子又は低利子で各種資金の貸付けを行っています。
- ・申請書を提出してから貸付まで相当の日数を要しますので、早めに申請をしてください。
- 貸付けを受けることができる方
 - (1) 母子家庭の母、父子家庭の父…20歳未満の子どもを扶養している方
 - (2) 寡 婦 …かつて母子家庭の母として子どもを扶養していたことのある方
 - (3) 児 童 …上記(1)、(2)が扶養する児童、または父母のいない児童

貸付けを受けることができない場合があります！

- 申請者又は生計を一にする扶養義務者の所得が、一定以上である（すでに十分な自立が認められる）場合は、貸付けを受けることができません。
- 個別の貸付申請について貸付審査会を開催しており、申請者の生活状況、今後の見通し、償還能力の有無、保証人の有無・状況などを総合的に判断し、貸付けの可否を決定しております。審査結果によっては、貸付けの希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。
- 日本学生支援機構から貸与を受けている方は、附表1との差額のみ申請できます。
- 修学支援新制度による学資支給金（給付型奨学金）の支給又は授業料の減免を受けるときは、その金額と母子父子寡婦福祉資金の修学資金の貸付限度額との差額を限度として、貸付を受けることができます。

○ 資金の種類等

9～10ページ参照

○ 連帯保証人について

貸付けにあたり連帯保証人が必要と判断された場合、審査会において保証の意志、能力、年齢等を考慮し、場合によっては連帯保証人の変更、増員をお願いする場合があります。

○ 貸付方法

指定の口座へ振り込みます。「月額」で表記された資金については、原則3ヶ月に1回の振込みとなります。詳しくは、窓口でおたずねください。

○ 償還方法

償還期限内で年賦、半年賦又は月賦のいずれかによる元利均等方式により償還していただきます。お手元に納入通知書が届きますので、納入通知書に現金を添えて県指定金融機関又は県収納代理金融機関にて納付してください。（支払期限内に納付できない場合は、年3%の違約金が発生しますのでご注意ください。）

なお、県指定金融機関本・支店口座を開設されている方については、口座振替による償還が可能となりました。現在償還中の方も利用できます。口座振替の詳細については、最寄りの県福祉事務所へお問い合わせください。

計画的な資金計画を！

近年、進学率の上昇などを理由に、修学資金及び就学支度資金の貸付件数・金額が飛躍的に増加しています。そのことに伴い、滞納や償還遅延といったケースが目立つようになり、償還金の減少から貸付金の確保が困難な状況にあります。

大学等への進学には入学金、授業料、教科書代のほか、自宅外通学であればアパート代、生活費等も必要となり、4年間で1千万円以上の出費となることも珍しくありません。

貸付金はあくまでも「自己資金の不足分を補う」ものです。大学・短大等への進学を考えているお子さんをお持ちの方は、早い段階からの資金準備を進めていただき、必要最小限の貸付金となるように心がけてください。

◇問い合わせ先：子育て支援課



ひとり親家庭等住宅整備資金

母子家庭、父子家庭及び寡婦の住宅の補修や増改築に必要な整備資金の貸付けを行います。

- 貸付限度額：150万円
- 償還期間：据置期間（1年以内）経過後9年以内
- 貸付利率：年0.9%（年2回の見直しあり、所得税非課税世帯は無利子）

◇問い合わせ先：子育て支援課



生活福祉資金貸付金

離職者や低所得世帯であって、各種資金の融資を他から受けられない世帯に貸付けを行います。

◇問い合わせ先：横手市社会福祉協議会 36-5377

母子父子寡婦福祉資金貸付一覧

令和7年4月1日現在

資金の種類	貸付対象等		貸付金額の限度		据置期間	償還期間 (据置後)	利率 ※3	
事業開始 資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 ・母子・父子福祉団体	事業を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入資金	358万円 537万円	(母子・父子福祉団体)	貸付の日から 1年間	据置期間 経過後 7年以内	年1.0%	
事業継続 資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 ・母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	179万円 179万円	(母子・父子福祉団体)	貸付日から 6か月間			
修学資金 ※1	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・寡婦が扶養する子 ・父母のいない児童	高校・大学等に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	学校等種別及び学年別による 貸付限度額は附表1のとおり (注)高等学校、高等専門学校及び専修学校に 就学中の児童に対する児童扶養手当の給付を受けることができなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算した額。		卒業後 6か月以内	20年以内 専修学校 (一般課程) 5年以内	無利子	
技能習得 資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	知識や技能を習得するために必要な授業料、材料等及び高等学校の修学・入学に必要な資金	(一般)月額 68,000円 運転免許 460,000円 (特別)一括 816,000円		知識技能習得 期間満了後 1年以内	20年以内	年1.0%	
修業資金 ※1	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・寡婦が扶養する子 ・父母のいない児童	事業開始又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金	月額 68,000円 運転免許 460,000円 (注)修学資金同様、上記額に 児童扶養手当額を加算した額。				無利子	
就職支度 資金 ※1	・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・寡婦 ・父母のいない児童	就職するために直接必要な被服や自動車等を購入する資金	(一般) 110,000円 (特別)通勤用自動車購入費 340,000円		貸付の日から 1年間	6年以内		
医療介護 資金	・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・寡婦	医療・介護保険の保険料自己負担分及び通院に要する交通費等に必要な資金	介護分 500,000円 医療一般 340,000円 医療特別(特別の事情がある場合) 480,000円		医療・介護を 受けた後 6か月以内	5年以内		
生活資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	知識技能を習得している間の生活費として	月額	141,000円	習得期間満了後 6か月以内	20年以内	年1.0%	
		医療・介護を受けている間の生活費として	月額	114,000円	医療・介護を 受けた後 6か月以内	5年以内		
		母子家庭等となって間もない(7年未満) 母等の生活の安定と継続を図るための 生活費として ※2	月額	114,000円 (合計24ヶ月分 2,736,000円限度)				貸付終了後 6か月以内
		失業中の生活の安定と継続を図るための 生活費として	月額	76,000円	5年以内			
		家計が急変し、児童扶養手当受給相当 まで所得が減少した母等の生活の安定と 継続を図るための生活費として	児童扶養手当に準拠した額(全部支給の額)の範囲内		10年以内			
住宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅の建設、購入、補修、保全、改築又は増築するのに必要な資金	150万円 200万円	(災害等特に必要と認められた場合)	貸付けの日から 6か月間	7年以内		
転宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000円			3年以内		
就学支度 資金 ※1	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・寡婦が扶養する子 ・父母のいない児童	就学・修業するために必要な被服等の購入に必要な資金 (小・中学校分は経済的困窮時のみ)	学校等種別は附表2のとおり		修学又は 修業終了後 6か月以内	就学 20年以内 修業 5年以内	無利子	
結婚資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	配偶者のいない女子又は男子の扶養する児童が、結婚するために必要な挙式披露宴の経費及び家具等を購入する資金	330,000円		貸付けの日から 6か月間	5年以内	年1.0%	

※1 修学資金、修業資金、就職支度資金及び就学支度資金について、母又は、父が借りる場合はお子さん(児童又は子)が連帯借受人となり、お子さん(児童又は子)本人が借りる場合は、償還能力のある母又は父などの連帯保証人が必要です。

※2 養育費の取得に係る裁判等に要する費用が認められています。この費用に係る生活安定貸付の一括貸付は12月分(1,368,000円)です。

※3 年1.0%の利率が設定されている資金であっても、連帯保証人を設定することにより無利子で貸付を受けることができます。

母子父子寡婦福祉資金貸付「修学資金」貸付限度額（月額）一覧表

(附表1)

令和7年4月1日現在

学校等種別		学 年 別		1年	2年	3年	4年	5年
		国公立	私立					
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学		27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学		34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学		45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学		52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学		31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学		33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学		48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学		52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学		67,500	67,500	67,500	67,500	
		自宅外通学		78,000	78,000	78,000	78,000	
	私立	自宅通学		89,000	89,000	89,000	89,000	
		自宅外通学		126,500	126,500	126,500	126,500	
短期大学	国公立	自宅通学		67,500	67,500			
		自宅外通学		96,500	96,500			
	私立	自宅通学		93,500	93,500			
		自宅外通学		131,000	131,000			
大学	国公立	自宅通学		71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学		108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅通学		108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学		146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000				
	博士課程		183,000	183,000	183,000			
専修学校(一般課程)			54,000	54,000				

母子父子寡婦福祉資金貸付「就学支度資金」貸付限度額表

(附表2)

学校等種別	自宅通学	自宅外通学
小学校	64,300	
中学校	81,000	
国公立の高等学校又は専修学校(高等課程、一般課程)	150,000	160,000
私立の高等学校又は専修学校(高等課程)	410,000	420,000
国公立の大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校(専門課程)	420,000	430,000
私立の大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校(専門課程)	580,000	590,000
修業施設		
中学校卒業者が当該施設に入所する場合	150,000	160,000
高等学校卒業者が当該施設に入所する場合	272,000	282,000

各支援制度の詳細については、次の機関へおたずねください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号 F A X 番 号	管 轄 区 域
●県の機関			
平鹿地域振興局福祉環境部 (秋田県南福祉事務所)	〒013-8503 横手市旭川一丁目3-46	TEL 0182-32-3294 FAX 0182-32-3389	横手市、湯沢市、大仙市、 仙北市、美郷町、雄勝郡
秋田県南児童相談所	〒013-8503 横手市旭川一丁目3-46	TEL 0182-32-0500 FAX 0182-32-3369	横手市、湯沢市、大仙市、 仙北市、美郷町、雄勝郡
秋田県子ども・女性・障害者 相談センター (女性相談支援課)	〒010-0864 秋田市手形住吉町3-6	TEL 018-832-2534 FAX 018-838-5110	全県
●市の機関			
横手市福祉事務所 子育て支援課	〒013-8601 横手市中央町8-2	TEL 0182-35-2133 FAX 0182-32-9709	横手市 横手地域
横手市こども家庭センター	〒013-8601 横手市中央町8-2	TEL 0182-23-5344 FAX 0182-32-9709	横手市
横手市児童センター	〒013-0036 横手市駅前町1-21 (Y ² ぶらざ内)	TEL 0182-32-2426 FAX 0182-32-4054	横手市 横手地域
健康推進課	〒013-0044 横手市横山町1-1	TEL 0182-33-9600 FAX 0182-33-9601	横手市 横手地域
増田市民サービス課 (増田庁舎・保健福祉係)	〒019-0792 横手市増田町増田字土肥館173	TEL 0182-45-5514 FAX 0182-45-5563	増田地域
平鹿市民サービス課 (平鹿庁舎・保健福祉係)	〒013-0105 横手市平鹿町浅舞字覚町後138	TEL 0182-24-1114 FAX 0182-24-3087	平鹿地域
雄物川市民サービス課 (雄物川庁舎・保健福祉係)	〒013-0205 横手市雄物川町今宿字鳴田1	TEL 0182-22-2157 FAX 0182-22-2184	雄物川地域
大森市民サービス課 (大森庁舎・保健福祉係)	〒013-0514 横手市大森町字大島268	TEL 0182-26-2115 FAX 0182-26-3894	大森地域
十文字市民サービス課 (十文字庁舎・保健福祉係)	〒019-0529 横手市十文字町字海道下12-5	TEL 0182-42-5114 FAX 0182-42-3672	十文字地域
山内市民サービス課 (山内庁舎・保健福祉係)	〒019-1108 横手市山内土淵字二瀬8-4	TEL 0182-53-2933 FAX 0182-53-2155	山内地域
大雄市民サービス課 (大雄庁舎・保健福祉係)	〒013-0461 横手市大雄字三村東18	TEL 0182-52-3905 FAX 0182-52-3925	大雄地域
●その他の機関			
秋田県ひとり親家庭 就業・自立支援センター	〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 県社会福祉会館5階	TEL 018-896-1531 FAX 018-866-2166	全県
秋田県母子寡婦福祉連合会	〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2	TEL 018-860-3551 FAX 018-860-3558	全県 TEL 018-827-4567 FAX 018-866-2166
ハローワークよこて (横手公共職業安定所)	〒013-0033 横手市旭川一丁目2-26	TEL 0182-32-1165 FAX 0182-32-8048	横手市

制作／横手市福祉事務所 子育て支援課

〒013-8601 横手市中央町8-2 本庁舎4階

☎ 0182-35-2133